

『働き方・休み方改革セミナー』のご案内

～働き方改革関連法に対応した生産性向上及び労務管理の見直しについて～


無料


平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されており、令和2年4月からは、正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者(以下「パート等」という。)との間の不合理な待遇差を禁止する改正パートタイム・有期雇用労働法や同一労働同一賃金ガイドラインが施行されます。この法律に対応することによって公正な評価により、労働者のモチベーションが高まり、労働生産性の向上が見込まれます。


本セミナーでは、「同一労働同一賃金」の考え方を説明するとともに、生産性を向上させるための手法や法に沿った労務管理のポイントについて説明いたします。併せて、個別相談を受け付けます。企業の人事労務担当者や、働き方・休み方改革にご関心をお持ちの方など、皆様のご参加をお待ちしております。



 日 時：令和元年11月19日(火) 14:00～16:00

 場 所：大分第2ソフィアプラザビル2F ソフィアホール
(大分市東春日町17番20号)

 内 容：(1) 事例で考える同一労働・同一賃金
大分労働局雇用環境・均等室
(2) 生産性向上のために取り組むポイント
大分県よろず支援拠点
(3) 不合理な待遇差をなくすための対策
大分働き方改革推進支援センター
(4) 個別相談会
※相談について、事前に予約をした方から相談を開始します。

 申込み方法

- ・裏面申込用紙に必要事項を記入し、大分県よろず支援拠点(電話 097-537-2837) **令和元年11月15日(金)**までに **FAX 又は Email**にてお申込みください。

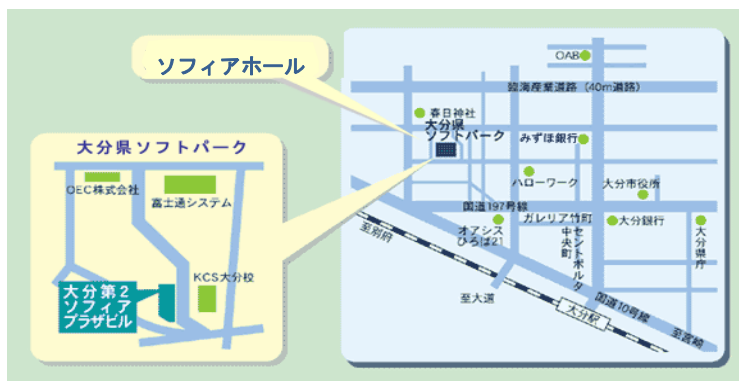
- ・定員に達した場合は、申込期限日前に受付を終了する場合があります。

会場周辺図

* 駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関又は近隣駐車場をご利用ください。

【問合せ先】

大分県よろず支援拠点
電話 097-537-2837



【主催】

大分労働局

大分県よろず支援拠点



申込み先 公益財団法人大分県産業創造機構 大分県よろず支援拠点

(FAX) 097-534-4320 / E-mail: yorozu@kolumbus.or.jp

下記申込書に必要事項をご記入の上、11月15日までにFAXまたはEメールでお申込みください。



働き方・休み方改革セミナー参加申込書

事業所名		労働者数	
所在地	〒	電話番号	
		メールアドレス	
所属・役職		氏名	

*定員に達した場合は、申し込みを締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。

*ご記入頂いた内容は個人情報保護法に基づき目的以外に使用致しません。

個別相談会申込書（セミナー終了後）

個別相談会希望 有 ・ 無	ご相談の内容（該当箇所に○をつけて下さい。重複も可能です。）		
	改正労働基準法		同一労働同一賃金
	改正安全衛生法		労働時間等の労務管理
	パートタイム・有期雇用労働法		賃金引上げ・賃金制度等
	人手不足等		その他 ()
	(具体的な相談内容をご記入ください。)		